

令和6年第16回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年7月19日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年7月19日(金) 午後1時30分から午後1時47分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	1番	中川誓子君	農地部会長	3番	梅津幸一君
	5番	佐藤章平君		7番	中村寿恵子君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	12番	川原英和君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
振興部会長	18番	小林寿美君	職務代理者	19番	日並洋君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	以頭隆志君	主査	山内慶治君
主事	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和6年第16回 美幌町農業委員会総会
令和6年7月19日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第35号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第36号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 7	議案第58号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 8	議案第59号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第60号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第61号	現況証明願について
日 程 第11	議案第62号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について
日 程 第12	協議第12号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年第16回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	それでは議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号15番 高崎委員、同じく議席番号16番 山岸委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号2番 坂本委員、同じく議席番号4番 佃委員、同じく議席番号6番 木村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、会務報告については議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第35号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページから5ページの8法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第35号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、報告第36号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案6ページをご覧ください。記以下のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、別紙のとおり調査結果報告書を提出しましたので報告致します。申請人は〇〇 〇〇、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については6月27日に酒井委員、中村委員、安藤委員で確認を行っております。議案7ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として7月1日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第36号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号103号。
事 務 局	今月の案件は全5件で内容につきましては農業公社からの売渡が5件となっております。それでは内容番号103号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載の通りで所有権の移転時期は令和6年7月22日、代金の支払期限は令和6年9月20日、利用調整日は令和6年6月24日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
8 番	内容番号103号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇と〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間、借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族5人で小麦、甜菜、大豆、南瓜等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号103号は適当と認めます。 内容番号104号。
事 務 局	内容番号104号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本

件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年7月22日、代金の支払期限は令和6年9月20日、利用調整日は令和6年6月24日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号104号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間、借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けされるほか、肉用牛を飼育し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号104号は適当と認めます。
内容番号105号。

事 務 局 内容番号105号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年7月22日、代金の支払期限は令和6年9月20日、利用調整日は令和6年6月24日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号105号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間、借りていましたが今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と小豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号105号は適当と認めます。
内容番号106号。

事 務 局 内容番号106号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年7月22日、代金の支払期限は令和6年9月20日、利用調整日は令和6年6月24日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番 内容番号106号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間、借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品、豆類、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号106号は適当と認めます。 内容番号107号。</p>
事 務 局	<p>内容番号107号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年7月22日、代金の支払期限は令和6年9月20日、利用調整日は令和6年6月24日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号107号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは小麦、甜菜、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号107号は適当と認めます。 議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号31号。</p>
事 務 局	<p>今月の案件は全6件で内容につきましては売買が2件、贈与が1件、賃貸借が3件でございます。それでは内容番号31号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料9ページの調査表にあるとおり取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号31号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地について、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお祈いします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号 要件に該当しないことを7月5日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号31号は適当と認めます。

事 務 局 内容番号32号についてご説明致します。参考資料は10ページと11ページをご覧願います。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇で土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料12ページの調査表にあるとおり取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号32号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地について借受している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品とアスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月7日、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号32号は適当と認めます。

事 務 局 内容番号33号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料14ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

11 番 内容番号33号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、牧草とデントコーンを作付けされるほか、肉用牛の肥育も行っており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月28日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。
内容番号34号。

事 務 局 内容番号34号についてご説明致します。参考資料は15ページと16ページをご覧願います。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権ござい

ます。参考資料17ページの調査表にあるとおり取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号34号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの規模縮小に伴い、近隣で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月8日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号34号は適当と認めます。
内容番号35号。

事 務 局 内容番号35号についてご説明致します。参考資料は18ページと19ページをご覧願います。本件は個人から法人への経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページから14ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号35号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが法人経営に切り替えるため、自身が所有する農地を法人に使用貸借するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜のほか、肉用牛の飼育を行っており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号 要件に該当しないことを7月8日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。
内容番号36号。

事 務 局 内容番号36号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページと15ページをご覧願います。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料22ページの調査表にあるとおり、取得後のすべての農地を利用すること、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号36号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は借受して

いる〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月8日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。
議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。内容番号11号。なお、内容番号11号は山岸委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により山岸委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(山岸委員 退席)

事 務 局

内容番号11号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。本件は育苗用ハウスとして使用していたものを農業用機械等の格納庫として使用するため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は第1種農地でございます。転用目的は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫への変更、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇㎡となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号11号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は作付転換により、これまで育苗用ハウスとして利用していたものを農業用機械等の格納庫として利用することになったため、転用申請するものです。申請地は既存のビニールハウスを利用したものであることを7月1日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。

(山岸委員 入席)

議 長

内容番号12号。

事 務 局

内容番号12号についてご説明致します。参考資料は25ページと26ページをご覧ください。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は第1種農地でございます。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和6年12月末日となっております。その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号12号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが既存の農舎では手狭であるため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業が

	<p>できるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみて、やむを得ないものであると6月30日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。 議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第61号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号17号。</p>
事 務 局	<p>内容番号17号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお祈い致します。</p>
8 番	<p>内容番号17号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを7月4日、中川委員、坂本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。 議案第61号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第62号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号9号。</p>
事 務 局	<p>内容番号9号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。 申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和6年7月1日、利用調整を行った時期が令和6年7月1日から令和6年7月16日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。 議案第62号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>

議 長	<p>日程第12、協議第12号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>協議第12号についてご説明致します。本件は6月26日及び7月2日付で美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので除外が1件、用途区分変更が2件でございます。</p> <p>それでは除外の内容番号4号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。続いて用途区分変更の内容番号12号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。本件は先の議案60号 農地法第4条許可申請の内容番号11号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫へ変更するためでございます。続いて、用途区分変更の内容番号13号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件も先の議案第60号 農地法第4条許可申請の内容番号12号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第12号「美幌町農業振興整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これを持ちまして第16回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。</p>

閉会 午後2時08分